

# 3級FP

これ一冊!!

## 精選過去問題集

### ● 学科試験編 (○×式& 3択式)

ライフプランニングと資金計画  
リスク管理  
金融資産運用

タックスプランニング  
不動産  
相続・事業承継

### ● 実技試験編 (事例形式)

資産設計提案業務

### ● 模擬試験編

学科試験  
実技試験  
◇資産設計提案業務

## 国家資格FP技能検定

# 3級FP技能士検定精選過去問題集について

### はじめに

ファイナンシャル・プランナー（FP）とは、「顧客のライフプラン上の目標を達成するために、関係分野の専門家の協力を得ながら、貯蓄・投資、保障、税金対策など包括的な資産設計を行い、その実行を援助する専門家」です。FPの資格には、国の技能検定制度に基づく1級・2級・3級のファイナンシャル・プランニング技能士と、NPO法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会が認定するAFP資格・CFP®資格が存在します。本書は、国家資格3級ファイナンシャル・プランニング技能検定（資産設計提案業務）の合格を目指される方のための問題集です。

### 本書の特徴

本書は学科試験編、実技試験編、模擬試験編の3部で構成。過去問題の中から出題頻度の高い問題を中心に精選しました。これ1冊で効率よくマスターできます。

#### ◆ 学科試験編は合格ポイントを確認しながらチャレンジ!!

・科目別、出題テーマごとに合格ポイント、○×問題、3択問題の順に掲載。問題と解答・解説が見開きなので、すばやく解説を確認できます。

#### ◆ 実技試験編は「資産設計提案業務」に特化!!

・資産設計提案業務で出題される問題を科目別、出題テーマごとに掲載。同じような問題に集中して取り組めるので、効率よくマスターできます。

#### ◆ 模擬試験編で実力確認!!

・模擬試験編も学科試験と実技試験・資産設計提案業務を掲載。出題傾向を検討し、よく出題される問題を模擬試験として構成。受検直前の力だめしにご活用ください。

#### ◆ 必須問題を逃さずマスター!!

・試験・科目別の過去10回の出題項目リストで出題傾向を把握しましょう。  
・出題頻度と重要度から判定した(罫)マークで、必須問題が一目瞭然です。必須問題は逃さずマスターしましょう。  
・チェックボックス(□□□)で、得意不得意をチェックしながら、繰り返しチャレンジしましょう。

学科試験編	ライフプランニングと資金計画、リスク管理、金融資産運用、タックスプランニング、不動産、相続・事業承継の6科目
実技試験編	資産設計提案業務
模擬試験編	学科試験、資産設計提案業務

本書をフルにご活用いただき、資格取得されることを祈念いたします。

法令基準： 2023年 1月1日

※ 改正情報および内容の訂正等については、FPK研修センターホームページの「教材メンテナンス」のコーナーに随時掲示いたします。受検前に必ずご確認ください。  
<http://www.fpk.co.jp>

F P K 研修センター株式会社

# F P 技能士資格制度と検定試験について

## ◆ 1 ファイナンシャル・プランニング技能士とは

職業能力開発促進法の規定により国が認定する技能士の資格です。

所定のファイナンシャル・プランニング技能検定試験に合格することにより、1級～3級のF P技能士の資格が付与され、ファイナンシャル・プランニング技能士と称することができます。試験は学科試験と実技試験に分かれており、両方合格することで資格取得となります。試験実施機関は金融財政事情研究会と日本F P協会の2団体です。取得対象となる業務の名称により、実施機関および実技試験の内容が異なります。

等級	業務名称	試験実施機関
1級	資産設計提案業務	日本F P協会 <sup>(注1)</sup>
	資産相談業務	金融財政事情研究会
2級	資産設計提案業務	日本F P協会
	個人資産相談業務	金融財政事情研究会
	中小事業主資産相談業務	
	損保顧客資産相談業務	
生保顧客資産相談業務		
3級	資産設計提案業務	日本F P協会
	個人資産相談業務	金融財政事情研究会 <sup>(注2)</sup>
	保険顧客相談業務	

(注1) 1級F P技能検定としての学科試験は実施されていない。

(注2) 2, 3級学科試験は、日本F P協会・金融財政事情研究会ともに共通問題で実施予定。

## ◆ 2 検定試験の日程

全国47都道府県の主要都市で1月、5月、9月の年3回実施。

## ◆ 3 受検申込みについて

受検手続きは申請期間内に、郵便もしくはインターネットで行います。詳細の受検手続きについては、試験実施機関のホームページでご確認ください。

① NPO法人日本F P協会 → <https://www.jafp.or.jp/exam/>

② (社)金融財政事情研究会  
→ <https://www.kinzai.or.jp/ginou/fp/apply/index.html>

# 目次

## 学科試験編

### ● 学科試験編の活用法・学科試験の概要

#### I. ライフプランニングと資金計画 出題傾向リスト

1	ライフプランとF P業務	4
2	ファイナンシャル・プランニングの手法	6
3	ライフプラン策定上の資金計画	10
4	社会保険	16
5	公的年金	26
6	その他の年金制度	38

#### II. リスク管理 出題傾向リスト

1	リスク管理と保険制度	42
2	生命保険	46
3	損害保険	56
4	保険と税金	66

#### III. 金融資産運用 出題傾向リスト

1	マーケット環境の理解	72
2	預貯金等	76
3	債券投資	78
4	株式投資	84
5	投資信託	90
6	証券税制	96
7	外貨建て金融商品	98
8	金融派生商品	100

# ライフプランニングと資金計画

## 出題範囲

A ライフプランニングと資金計画	D タックスプランニング
<ol style="list-style-type: none"> <li>ファイナンシャル・プランニングと倫理</li> <li>ファイナンシャル・プランニングと関連法規</li> <li>ライフプランニングの考え方・手法</li> <li>社会保険</li> <li>公的年金</li> <li>企業年金・個人年金等</li> <li>年金と税金</li> <li>ライフプラン策定上の資金計画</li> <li>ローン及びカード</li> <li>ライフプランニングと資金計画の最新の動向</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>わが国の税制</li> <li>所得税の仕組み</li> <li>各種所得の内容</li> <li>損益通算</li> <li>所得控除</li> <li>税額控除</li> <li>定率減税</li> <li>所得税の申告と納付</li> <li>個人住民税</li> <li>個人事業税</li> <li>タックスプランニングの最新の動向</li> </ol>
B リスク管理	E 不動産
<ol style="list-style-type: none"> <li>リスクマネジメント</li> <li>保険制度全般</li> <li>生命保険</li> <li>損害保険</li> <li>第三分野の保険</li> <li>リスク管理及び保険</li> <li>リスク管理の最新の動向</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>不動産の見方</li> <li>不動産の取引</li> <li>不動産に関する法令上の規制</li> <li>不動産の取得・保有に係る税金</li> <li>不動産の譲渡に係る税金</li> <li>不動産の賃貸</li> <li>不動産の有効活用</li> <li>不動産の証券化</li> <li>不動産の最新の動向</li> </ol>
C 金融資産運用	F 相続・事業承継
<ol style="list-style-type: none"> <li>マーケット環境の理解</li> <li>預貯金・金融類似商品等</li> <li>投資信託</li> <li>債券投資</li> <li>株式投資</li> <li>外貨建商品</li> <li>保険商品</li> <li>金融派生商品</li> <li>ポートフォリオ運用</li> <li>金融商品と税金</li> <li>セーフティネット</li> <li>関連法規</li> <li>金融資産運用の最新の動向</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>贈与と法律</li> <li>贈与と税金</li> <li>相続と法律</li> <li>相続及び税金</li> <li>相続財産の評価（不動産以外）</li> <li>相続財産の評価（不動産）</li> <li>不動産の相続対策</li> <li>相続と保険の活用</li> <li>相続・事業承継の最新の動向</li> </ol>

## 出題傾向リスト

分野	出題内容	19-5	19-9	20-1	20-9	21-1	21-5	21-9	22-1	22-5	22-9	出題回数
ファイナンシャル・プランニングと倫理/関連法規	F P と職業倫理 / 公正証書遺言の証人		○	○								2
	金融商品取引法 / 投資助言・代理業									○		1
	税理士法				○						○	2
	弁護士法								○			1
	貸金業法 / 総量規制	●	●		●						●	4
ライフプランニングの考え方・手法	キャッシュフロー表	○										1
	可処分所得							●				1
	係数の意味と活用 / 年金終価係数									●		1
	係数の意味と活用 / 減価基金係数 / 資本回収係数			●	●						●	3
ライフプラン策定上の資金計画等	一般教育貸付		○			○		○	○	○		5
	奨学金	○		●			○					3
	住宅ローンの仕組み / 固定金利・変動金利・元金均等・元利均等						●	○	●			3
	フラット35	●		○	○					●	○	5
	住宅ローン控除		●	●								2
社会保険	健康保険の給付 / 高額療養費					○						1
	健康保険の給付 / 傷病手当金				●	●						2
	健康保険の出産育児一時金 / 育児休業給付				○				●			2
	退職者の公的医療制度 / 任意継続被保険者	●	○		○		●	●		○		6
	後期高齢者医療制度	○	●		●				○			4
	公的介護保険の仕組み			●	●		○	○		●		5
	労働者災害補償保険		○				○				○	3
	雇用保険の給付 / 基本手当・高齢雇用継続・教育訓練	○		○		●		○	●	●	●	8
公的年金	国民年金 / 被保険者区分							○				1
	国民年金 / 免除期間の保険料追納 (学生納付特例含む)						○	●	●			3
	／付加年金・付加保険料				●						●	2
	老齢給付 / 特別支給の老齢厚生年金			○								1
	／老齢基礎年金の繰下げ受給・繰上げ受給			●	○		●		○	○		5
	／老齢厚生年金の受給 (在職老齢年金含む)	○										1
	／老齢厚生年金の加給年金・振替加算	●				●					○	3
	／老齢厚生年金の繰上げ受給・繰下げ受給					○						1
	遺族給付 / 中高齢寡婦加算・寡婦年金含む	●		○					●	●	○	5
障害給付 / 障害基礎年金		●					○			●	3	
企業年金・個人年金等	国民年金基金							○			○	2
	確定拠出年金		○			○		○			●	4

『22-9』は2022年9月実施検定試験の出題を表します。 ○=○×式出題、●=3択式出題、○●=両方出題

# 1 ライフプランとFP業務

## FP業務と関連法規

- ① 有償無償を問わず、税理士資格を有しない者が税務書類を作成したり、税務相談を行ったりした場合は、**税理士法**に抵触する。
- ② 弁護士資格を有しない者が、**報酬を得る目的で**権利・義務などについて具体的な法律判断を伴うアドバイスを行うと**弁護士法**に抵触する。

## FPと関連法規

1. ファイナンシャル・プランナーは、顧客の依頼を受けたとしても、公正証書遺言の作成時に証人となることはできない。
2. 税理士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、顧客のために反復継続して確定申告書を作成しても、その行為が無償であれば税理士法に抵触しない。
3. 弁護士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、顧客に対して、法定相続分や遺留分について民法の条文を基に一般的な説明を行う行為は、弁護士法に抵触する。
4. ファイナンシャル・プランナーが顧客と投資顧問契約を締結し、当該契約に基づき金融商品取引法で定める投資助言・代理業を行うためには、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。
5. 貸金業法の総量規制により、個人が貸金業者による個人向け貸付を利用する場合の借入合計額は、原則として、年収の（ ）以内でなければならない。
  - (1) 2分の1
  - (2) 3分の1
  - (3) 4分の1

## FPと関連法規

### 解答解説

- ③ 保険募集人の登録を受けていない者は、**保険の募集や媒介**を行うことはできない。
- ④ 顧客等と投資顧問契約を締結するには投資助言・代理業の登録が必要。未登録で投資顧問契約を締結した場合は**金融商品取引法**違反となる。

### 1. 正解 × 職業倫理・公正証書遺言の証人 20-1

公正証書遺言の証人になるのに、資格要件はありません。したがってファイナンシャル・プランナーは顧客から依頼を受けて公正証書遺言の証人になることができます。

### 2. 正解 × 関連法規／税理士法 20-9

税理士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが反復継続して、または反復継続して行う意思をもって申告等の税務代理行為、税務書類の作成、税務相談などを行った場合は、有償・無償を問わず、税理士法に抵触します。

### 3. 正解 × 関連法規／弁護士法 22-1

弁護士法の規定により、弁護士資格を有しない者は、具体的な法律相談・法律事務などの弁護士業務を行うことはできませんが、遺産分割に関する一般的な説明をすることは、弁護士法に抵触しません。

### 4. 正解 ○ 関連法規／投資助言・代理業 22-5

ファイナンシャル・プランナーが顧客と投資顧問契約を締結し、当該契約に基づいて投資助言業務を行うためには、金融商品取引法に定める投資助言・代理業の登録が必要です。

### 5. 正解 2 貸金業法の総量規制 22-9

貸金業法の総量規制とは、貸金業者からの金銭の借入総額が年収の3分の1を超える場合、新たな借入はできないとするものです。貸金業者とはクレジット会社や消費者金融などをいい、銀行や信用金庫、信用組合、労働金庫などは貸金業者に該当しません。

### 3 債券投資

#### 👉 債券の利回り計算

① **応募者利回り**：新規発行された債券を償還期限まで保有した利回り。

$$\text{応募者利回り}(\%) = \frac{\text{表面利率}(\text{クーポンレート}) + \frac{\text{額面}(100) - \text{発行価格}}{\text{償還期間}(\text{年})}}{\text{発行価格}} \times 100$$

② **最終利回り**：既発債を時価で購入し、償還期限まで保有した利回り。

$$\text{最終利回り}(\%) = \frac{\text{表面利率}(\text{クーポンレート}) + \frac{\text{額面}(100) - \text{買付価格}}{\text{残存期間}(\text{年})}}{\text{買付価格}} \times 100$$

#### 債券の利回り計算

1. 表面利率（クーポンレート）1%、残存期間2年の固定利付債券を額面100円当たり99円で購入した場合の最終利回り（年率・単利）は、（ ）である。なお、税金等は考慮しないものとし、計算結果は表示単位の小数点以下第3位を四捨五入している。

- (1) 1.50%  
(2) 1.52%  
(3) 2.02%

2. 表面利率（クーポンレート）2%、残存期間5年の固定利付債券を、額面100円当たり103円で購入し、2年後に額面100円当たり102円で売却した場合の所有期間利回り（年率・単利）は、（ ）である。なお、税金や手数料等は考慮しないものとし、答は表示単位の小数点以下第3位を四捨五入している。

- (1) 0.97%  
(2) 1.46%  
(3) 2.91%

#### 債券の利回り計算

#### 解答解説

③ **所有期間利回り**：償還期限前に途中換金した場合の利回り。

$$\text{所有期間利回り}(\%) = \frac{\text{表面利率}(\text{クーポンレート}) + \frac{\text{売付価格} - \text{買付価格}}{\text{所有期間}(\text{年})}}{\text{買付価格}} \times 100$$

④ **直接利回り**：毎年の利息収入（インカムゲイン）を見る利回り。


$$\text{直接利回り}(\%) = \frac{\text{表面利率}(\text{クーポンレート})}{\text{買付価格}} \times 100$$

1. 正解 2 債権の利回り計算／最終利回り 22-5 

単利最終利回りは、既発債を時価で購入し償還まで保有した場合の利回りです。利子収入（額面金額×利率）に1年当たりの償還差損益を加えた収益合計を投資金額（購入価格）で除して求めます。

(👉 債券の利回り計算②)

$$\begin{aligned} \text{最終利回り}(\%) &= \frac{1\% + \frac{100\text{円} - 99\text{円}}{2\text{年}}}{99\text{円}} \times 100 \\ &= 1.515 \dots \rightarrow 1.52\% \text{ (小数点以下第3位四捨五入)} \end{aligned}$$

2. 正解 2 所有期間利回り 21-1 

表面利率2%、残存期間5年の固定利付債券を、103円で購入し、2年後に102円で売却した場合の所有期間利回り（単利）の計算式は次のとおり。

(👉 債券の利回り計算③)

$$\begin{aligned} \text{所有期間利回り}(\%) &= \frac{2\% + \frac{102\text{円} - 103\text{円}}{2\text{年}}}{103\text{円}} \times 100 \\ &= 1.456 \dots \rightarrow 1.46\% \text{ (小数点以下第3位四捨五入)} \end{aligned}$$

## 出題範囲

(学科試験の試験範囲について、下記の項目を審査)

資産設計提案業務(平成23年1月より実施)	
1. 関連業法との関係及び職業上の倫理を踏まえたファイナンシャル・プランニング ファイナンシャル・プランナーと関連業法との関係や、ファイナンシャル・プランナーに求められる職業上の倫理を正しく理解したうえで、プランニングが行えること。ファイナンシャル・プランニングの現状を正しく理解したうえで、顧客に説明できること。	
2. ファイナンシャル・プランニングのプロセス ファイナンシャル・プランニングのプロセス全体に関わるポイントや概念を正しく理解できること。	
3. 顧客のファイナンス状況の分析と評価 顧客のデータを把握するとともに、顧客の生活設計上の希望や目標を正しく理解できること。	

資料：日本FP協会ホームページより

個人資産相談業務	保険顧客資産相談業務
1. 関連業法との関係及び職業上の倫理を踏まえたファイナンシャル・プランニング ファイナンシャル・プランニング業務に必要とされる倫理観と関連業法との関係を正しく理解したうえで相談に対する回答が行えること	
2. 個人顧客の問題点の把握 個人顧客の属性、保有金融資産、保有不動産等に関する具体的な設例に基づき、ライフプランの策定、金融資産選択、不動産の有効活用、相続・贈与税、所得税等に関する相談における問題点を把握できること	2. 保険顧客の問題点の把握 保険顧客の属性、加入している保険商品、保有金融資産等に関する具体的な設例に基づき、ライフプラン策定、保険商品の活用、相続・贈与、所得税等に関する相談における問題点を把握できること
3. 問題の解決策の検討・分析 問題解決にあたって必要とされる知識に基づいて、顧客の立場に立って相談に答えられること	

資料：社団法人金融財政事情研究会ホームページより

# 資産設計提案業務

## 出題傾向リスト

科目	分野	出題内容	19-5	19-9	20-1	20-9	21-1	21-5	21-9	22-1	22-5	22-9	出題回数		
ライフプランニングと資金計画	ファイナンシャル・プランニングと関連法規	保険業法	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	10		
		税理士法	●	●	●	●		●	●	●		●	8		
		弁護士法	●	●			●			●				4	
		投資助言・代理業			●	●		●	●		●	●		6	
		社会保険労務士法					●					●		2	
	ライフプランニングの考え方・手法	キャッシュフロー表の作成	年間収支	●	●		●	●	●	●		●		7	
			金融資産残高	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		10
			変動率反映項目(基本生活費・給与収入)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	10
		係数表の活用	バランスシートの作成	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	10
			減債基金係数								●		●		2
			年金終価係数			●	●		●						3
	ライフプラン策定上の資金計画	教育資金関連	教育一般貸付						●					1	
		住宅取得関連	住宅ローンの仕組み・繰上げ返済		●						●			2	
		老後資金	財形貯蓄/財形年金貯蓄							●				1	
	社会保険	公的医療保険	高額療養費(払戻し額・自己負担額の計算)			●			●					2	
		公的介護保険	傷病手当金						●		●	●		3	
		雇用保険	被保険者区分ほか 介護休業給付、育児休業給付							●				1	
	公的年金	公的年金制度・しくみ	社会保険料の免除						●					1	
		老齢給付	老齢基礎年金の繰上げ・繰下げ受給	●	●		●						●	4	
			老齢厚生年金の繰下げ受給											●	1
遺族給付	遺族年金の給付内容	●		●	●				●	●	●		6		
企業年金等	個人型確定拠出年金(iDeCo)		●				●	●					3		

『22-9』は2022年9月実施検定試験の出題を表します。

## 債券投資・株式投資・投資信託

**問19.**福岡さんはQ S 投資信託を新規募集時に 1,000 万口購入し、特定口座（源泉徴収口座）で保有して収益分配金を受け取っている。下記＜資料＞に基づき、福岡さんが保有するQ S 投資信託に関する次の記述の空欄（ア）、（イ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

＜資料＞

[Q S 投資信託の商品概要（新規募集時）]  
 投資信託の分類：追加型 / 国内 / 株式 / 特殊型（ブル・ベア型）  
 決算および収益分配：毎年4月25日（休業日の場合には翌営業日）  
 申込価格：1口当たり1円  
 申込単位：1万口以上1口単位  
 基準価額：当ファンドにおいては、1万口当たりの価額で表示  
 購入時手数料：購入金額に対して1.6%（税込み）  
 運用管理費用（信託報酬）：純資産総額に対し年0.8%（税込み）  
 信託財産留保額：1万口につき解約請求日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じた額

[福岡さんが保有するQ S 投資信託の収益分配金受取時の運用状況  
 （1万口 当たり）]

収益分配前の個別元本：9,400円  
 収益分配前の基準価額：10,000円  
 収益分配金：1,000円  
 収益分配後の基準価額：9,000円

- ・福岡さんが、Q S 投資信託を新規募集時に 1,000 万口購入した際に、支払った購入時手数料（税込み）は、（ア）である。
- ・収益分配時に、福岡さんに支払われた収益分配金のうち 600 円（1 万口当たり）は（イ）である。

1. （ア）240,000円      （イ）普通分配金
2. （ア）160,000円      （イ）元本払戻金（特別分配金）
3. （ア）160,000円      （イ）普通分配金

## 債券投資・株式投資・投資信託

解答解説

**19.正解 3**      投資信託（購入費用・普通分配金）      22-1

（ア）1口当たり1円のQ S 投資信託を新規募集時に 1,000 万口を購入しています。購入時手数料は、資料から税込み 1.6%なので、購入時手数料は次のようになります。

$$\text{購入金額} \times \text{手数料率} = 1 \text{円} \times 1,000 \text{万口} \times 1.6\% = \underline{160,000 \text{円}}$$

（イ）収益分配後の基準価額 9,000 円は、福岡さんの収益分配前の個別元本 9,400 円を 400 円下回っており、受け取った収益分配金 1,000 円のうち下回る部分の 400 円は元本の払い戻しにあたる元本払戻金（特別分配金）で、残りの 600 円は、値上がり益の普通分配金です。